



No.140
 発行/2023(令和5)年10月1日
 都市・交通局都市基盤部都市総務課
 建設業・不動産業室
 〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号
 電話052-954-6502
 Webサイト
<https://www.pref.aichi.jp/site/kensetsugyo-fudosangyo/>



愛知県立千種聾学校ひがしうら校舎
 (知多郡東浦町大字生路地内)

| 目次 | |
|--|--|
| 建設業許可・経営事項審査の電子申請について | …2 工事現場に配置する技術者の要件が緩和されました …15 |
| 建設業許可申請等に関するお知らせ | …2 建設工事の適正な取引について …16 |
| 愛知県知事に建設業許可・経営事項審査の電子申請を行う場合の注意事項 | …3 10月～12月は「建設業取引適正化推進期間」です …17 |
| 建設業法における届出等の提出期限について | …4 建設キャリアアップシステムについて …18 |
| 「適切な社会保険の加入」は建設業許可の要件です | …5 CCUSの事業者登録の更新について …19 |
| 経営事項審査等の審査基準について | …6 建設キャリアアップシステムの活用に関する評価基準について …20 |
| 愛知県知事建設業許可業者名簿、愛知県解体工事業登録業者名簿及び愛知県浄化槽工事業登録業者名簿について | …7 2023(令和5)年度4月より原則発注者指定型の週休2日制工事になりました(土木工事) …20 |
| 建築物等の解体工事の実施には建設業許可か解体工事業登録が必要です | …8 宅地や建物の適正な取引及び広告について …21 |
| 建設リサイクル法に基づく分別解体等の届出について | …9 不動産業グループからのお知らせ …21 |
| 2023(令和5)年度建設業講習会を開催します | …10 建設系産業廃棄物排出事業者のみなさまへ …23 |
| 令和6・7(2024・2025)年度愛知県建設工事等入札参加資格審査申請の受付日程等の御案内 | …11 名古屋国税局からのお知らせ「インボイス制度において特にご留意いただきたい事項」 …25 |
| 令和6・7(2024・2025)年度名古屋高速道路公社建設工事等の入札参加資格審査申請受付の御案内 | …12 時間外労働上限規制について …27 |
| 労働災害の撲滅に向け、取組の強化・充実をお願いします | …13 暴力団排除について …29 |
| 建設工事に従事する一人親方の皆様へ「労災保険への特別加入」をしていますか | …13 暴力団離脱者受入企業登録へのお願い …30 |
| 法令遵守について | …14 部落差別(同和問題)の解決に向けて …31 |
| | 表紙写真の紹介 …33 |

建設業許可・経営事項審査の電子申請について

◇2023（令和5）年1月から、建設業許可・経営事項審査の申請等について、電子申請ができるようになりました。

○電子申請ができる手続き

- ・建設業許可申請（新規、許可換え新規、般・特新規、業種追加、更新）
- ・変更届（事業年度終了届出書含む）
- ・廃業届
- ・経営事項審査

◇電子申請は、建設業許可・経営事項審査電子申請システム（JCIP）を使用しています。

○JCIPについて

JCIPの概要については、国土交通省Webサイトをご確認ください。システムの操作マニュアルも掲載されています。

愛知県知事許可の手続きに関しては、次のページの注意事項をご確認ください。

国土交通省 https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/tochi_fudousan_kensetsugyo_const_tk1_000001_00019.html



○JCIPの利用について

建設業許可等電子申請システムを利用するためには、デジタル庁が所管するGビズIDの取得が必要です。詳しくは、デジタル庁及びGビズIDのWebサイトをご覧ください。

デジタル庁 <https://www.digital.go.jp/policies/gbizid/>



GビズID <https://gbiz-id.go.jp/top/>



※ JCIPの操作に関するお問い合わせについては、愛知県でお受けすることができません。システム上の「お問い合わせ」フォームから、ヘルプデスクまでお問い合わせください。

お急ぎの場合は、0570-033-730（ナビダイヤル）から問い合わせることもできます。

建設業許可申請等手続きに関するお知らせ

◇ 事業承継による認可申請が必要となると見込まれる場合は、承継の効力発生日の2か月前までに申請ができるよう相談してください。

事業承継の認可は、効力発生日前までに受ける必要があります。

内容確認や補正に時間を要することが想定されますので、事業承継による認可申請が必要となると見込まれる場合は、遅くとも、承継の効力発生日2か月前までに申請ができるよう相談してください。

〈相談窓口〉 名古屋市内に営業所がある場合 … 建設業・不動産業室（愛知県自治センター2階）
名古屋市以外の市町村に営業所がある場合 … 各市町村を管轄する建設事務所

☆ 詳しくは、「建設業許可申請の手引（申請手続編）」及び、「建設業許可申請の手引き（申請書記載例編）別冊」をご覧ください。

◇ 建設業許可申請に係る各様式、手引きについては、建設業・不動産業室のWebサイトからダウンロードできます。

<https://www.pref.aichi.jp/site/kensetsugyo-fudosangyo/dl-page-kyoka.html>



愛知県知事に建設業許可・経営事項審査の電子申請を行う場合の注意事項

※国土交通大臣、愛知県以外の都道府県知事に電子申請する場合の注意事項については、各行政庁にお尋ねください。

◇電子申請を行う場合は、建設業許可・経営事項審査電子申請システム（JCIP）のマニュアルだけでなく、愛知県の手引きも必ずご確認ください。

手引きは建設業・不動産業のWebページからダウンロードできます。

建設業許可 <https://www.pref.aichi.jp/site/kensetsugyo-fudosangyo/dl-page-kyoka.html>

経営事項審査 <https://www.pref.aichi.jp/soshiki/toshi-somu/dl-page-keishin.html>



◇建設業許可申請、変更届等を提出する際の注意事項

○添付書類について

建設業・経営事項審査電子申請システム（JCIP）では、一部添付いただきたい書類について、システム上の案内等がないものがあります。

必ず、手引きの内容をご確認いただき、必要な書類は作成のうえ、JCIP上の添付ファイルとして提出してください。なお、審査の過程で追加の書類提出を求める場合があります。

・JCIP外で作成が必要な書類の例

建設業許可申請 → 建設業許可申請書表紙、提出票

事業年度終了届 → 事業年度終了届表紙

○JCIPでの受付ができない場合

既に許可をお持ちの方で、**許可の有効期限まで30日を過ぎた日以降の申請については、JCIPでの受付はできません。**紙面による受付を行いますので、申請書類を揃えたうえで、速やかに管轄の建設業窓口までお持ちください。



◇経営事項審査申請を提出する際の注意事項

○経営事項審査は事前予約が必要です。

愛知県では、毎月の指定日に経営事項審査を実施しています。審査を受ける場合、事業年度終了届を提出する際に「経営事項審査を申請する」欄に丸を付けて提出してください。

確認後、予約手続きを行い、予約票をお渡しします。**経営事項審査の申請は予約後に行ってください。**

○JCIPでの提出方法について

システム内で作成する様式に加えて、予約票をお渡しする際に添付するチェックリスト、経営事項審査申請様式ダウンロードページからダウンロードできる提出票を添付ファイルとして提出してください。

○確認資料について

法定様式以外の確認資料については、紙による提出もできるものとします。予約票に提出期限を記載していますので、期限内に到達するよう提出してください。

○手数料の納付方法について

手数料は、JCIPを経由したネットバンキング又は、愛知県収入証紙による納付のいずれかを選択できます。

JCIPによる申請を確認後、手数料納付指示をシステム上で行います。**審査予約時に、手数料の納付期限をお示ししますので、期限内に納付してください。期限内に納付されないと審査が翌月となる可能性があります。**

○電子申請時の留意事項

資料に不備等がある場合、**JCIP上で補正指示を行います。**審査当日は補正に対応できるようにしてください。

建設業法における届出等の提出期限について

～提出が遅れないようご注意ください～

- ◇ 法人、個人にかかわらず毎年事業年度終了後4か月以内に「事業年度終了届出書」を提出しなければなりません。
- ◇ 許可申請書および添付書類の内容に変更が生じた場合には、提出期限内に「変更届出書」等を提出する必要があります。
- ※ 必要な事業年度終了届出書や変更届出書等の提出がなされていないと、更新の申請をすることができません。特に、事業年度終了届出書を複数年分まとめて提出する事例が多くありますのでご注意ください。
適切に届出を提出しないと処分の対象となる場合があります。

<届出等一覧>

| 届出事項 | 提出期限 | 備 考 |
|---|-----------------------|--|
| 事業年度（決算期）が終了したとき<毎期提出> | 毎事業年度 経過後 4か月以内 | 事業年度終了届出書一式 |
| 定款の変更（定款または株主総会議事録の写し） | | } 事業年度終了届出書と併せて提出 |
| 使用人数の変更 | | |
| 健康保険等の加入状況の変更（従業員数のみの変更の場合） | | |
| 健康保険等の加入状況の変更（加入状況に変更があったとき、営業所を新設したとき） | 事実発生後 2週間以内 | 許可要件に関わる事項です。届け忘れないよう、ご注意ください。 |
| 常勤役員等（経營業務の管理責任者等）、常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の変更（氏名の変更を含む） | | |
| 営業所の専任の技術者の変更（氏名の変更を含む） | | |
| 令第3条に規定する使用人の変更 | | |
| 商号又は名称の変更 | 事実発生後 30日以内 | 「役員等」には、法人の役員のほか、顧問・相談役・株主（総株主の議決権の100分の5以上を有する個人又は出資総額の100分の5以上に相当する出資をしている個人）が含まれます（監査役は除きます）。 |
| 既存の営業所の名称、所在地又は業種の変更 | | |
| 営業所の新設又は廃止 | | |
| 資本金額（出資総額）の変更 | | |
| 法人の役員等の変更（就退任、代表者の変更、常勤⇔非常勤、氏名の変更等） | | |
| 個人の事業主の氏名の変更 | | |
| 個人事業主で支配人を設けている場合の支配人の変更（氏名の変更、新任、退任） | 事実発生後 2週間以内 | |
| 経營業務の管理責任者が複数人いた場合の削除、専任技術者の削除（交替者がいない場合）、欠格要件該当 | | |
| 廃業（許可を受けた建設業） | 廃業から 30日以内 | 許可業種の一部を廃業する場合は変更届等の提出が必要 |

- ☆ 届出手続の詳細については、「建設業法による変更届等の手引（事業年度終了届編）」及び「建設業法による変更届等の手引（変更届出書編）」をご覧ください。

<https://www.pref.aichi.jp/site/kensetsugyo-fudosangyo/dl-page-kyoka.html#tebiki>



「適切な社会保険の加入」は建設業許可の要件です

更新申請を含め、全ての申請をする場合において、「適切な社会保険に加入していること」は建設業許可の要件です。

◇労働者が加入しなければならない保険を確認してください。

| 所属する事業所 | | 就労形態 | 社会保険 | | 労働保険 |
|---------|---------|----------|--|------|---------|
| 事業所の形態 | 常用労働者の数 | | 医療保険 (いずれかに加入) | 年金保険 | 雇用保険 |
| 法人 | 1人～ | 常用労働者 | <ul style="list-style-type: none"> 協会けんぽ 健康保険組合 適用除外承認を受けた国民健康保険組合（建設国保等）※1 | 厚生年金 | 雇用保険 ※2 |
| | - | 役員等 | <ul style="list-style-type: none"> 協会けんぽ 健康保険組合 適用除外承認を受けた国民健康保険組合（建設国保等）※1 | 厚生年金 | - |
| 個人事業主 | 5人～ | 常用労働者 | <ul style="list-style-type: none"> 協会けんぽ 健康保険組合 適用除外承認を受けた国民健康保険組合（建設国保等）※1 | 厚生年金 | 雇用保険 ※2 |
| | 1人～4人 | 常用労働者 | <ul style="list-style-type: none"> 国民健康保険 国民健康保険組合（建設国保等） | 国民年金 | 雇用保険 ※2 |
| | - | 事業主、一人親方 | <ul style="list-style-type: none"> 国民健康保険 国民健康保険組合（建設国保等） | 国民年金 | - |

■：事業主に従業員を加入させる義務があるもの ■：個人の責任において加入するもの

※1 年金事務所において健康保険の適用除外の承認を受けることにより、国民健康保険に加入。（この場合は、協会けんぽに加入し直す必要はありません。）

適用除外承認を受けた国民健康保険組合への加入手続きについては日本年金機構のWebページを参照。
(<https://www.nenkin.go.jp/service/kounen/tekiyo/hihokensha1/20150422.files/0703.pdf>)



※2 週所定労働時間が20時間以上等の要件に該当する場合は常用であるか否かは問いません。

●詳細については、加入する保険を担当する機関にお問い合わせの上、手続きをしてください。

- ・医療保険、厚生年金保険 → 事務所の所在地を管轄する年金事務所等
- ・雇用保険 → 最寄りのハローワーク等

●「適切な保険」を確認するためのフローチャートについては国土交通省のWebサイトを参照。

(https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk2_000080.html)



保険の加入状況が変わったら「健康保険等の加入状況」の提出をお忘れなく！

保険加入状況に変更があった場合は2週間以内に、従業員数のみに変更があった場合は事業年度経過後4か月以内に届け出る必要があります。

届出窓口は、次のとおりです。

- 名古屋市内に営業所がある場合 … 建設業・不動産業室（愛知県自治センター2階）
- 名古屋市以外の市町村に営業所がある場合 … 各市町村を管轄する建設事務所

詳しくは建設業・不動産業室のWebサイトをご覧ください。

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/toshi-somu/shakaihoken.html>



経営事項審査等の審査基準について

2023（令和5）年1月1日に経営事項審査等の審査方法が以下のとおり一部改正されました。主な改正点は以下のとおりです。

①ワーク・ライフ・バランスに関する取組の状況（W1－9）の新設

「女性活躍推進法に基づく認定（えるぼし）」、「次世代法に基づく認定（くるみん）」及び「若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール）」について、審査基準日における各認定の取得をもって評価されます。※取得している認定のうち最も配点の高いものを評価（最大5点）

②建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況（W1－10）の新設（2023（令和5）年8月14日以降を審査基準日とする申請で適用）

審査対象工事 ①から③を除く審査基準日以前1年以内に発注者から直接請け負った建設工事

- ①日本国内以外の工事
- ②建設業法施行令で定める軽微な工事
- ③災害応急対策

該当措置 ①から③のすべてを実施している場合に加点

- ①CCUS上での現場・契約情報の登録
- ②建設工事に従事する者が直接入力によらない方法でCCUS上に就業履歴を蓄積できる体制の整備
- ③経営事項審査申請時に様式第6号に掲げる誓約書の提出（愛知県様式第12号）

③W1－10の新設に伴う総合評定値算出係数の改正

2023（令和5）年8月14日以降を審査基準日とするW1－10が追加された申請に関して、総合評定値算出に係る係数が以下のとおり変更となります。

| 改正前 | 改正後（審査基準日が8月14日以降） |
|----------|--------------------|
| 1900/200 | 1750/200 |

※2023（令和5）年1月以降も審査基準日が2023（令和5）年8月14日以前であれば改正前の換算式が適用されます。

（参考）改正前のP点（総合点）への換算式

$(W) = W$ 点項目ごとの合計点数×係数1900/200

$(P) = (X1) \times 0.25 + (X2) \times 0.15 + (Y) \times 0.20 + (Z) \times 0.25 + (W) \times 0.15$

④建設機械の保有状況（W7）の改正

建設機械の加点対象建設機械について、以下のとおり対象となる機械が追加されました。（追加に伴い様式9号の改正があります。）

| 法令根拠 | 機種 | 検査方法 |
|---------|---|--------|
| 道路運送車両法 | ダンプ（土砂の運搬が可能な全てのダンプ） 「ダンプ」「ダンプフルトレーラ」「ダンプセミトレーラ」 | 自動車検査 |
| 安衛法施行令 | 締固め用機械 （ロードローラー、タイヤローラー、振動ローラー） | 特定自主検査 |
| | 解体用機械 （ブレーカ、鉄骨切断機、コンクリート圧砕機、解体用つかみ機） | |
| | 高所作業車（作業床の高さ2m以上） | |

⑤国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録の有無（W8）に係る改正

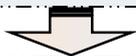
環境省が定める「エコアクション21」の認証取得状況が新たに加点対象に追加されました。

以下の内容は、2021（令和3）年4月1日改正の内容ですが、**建設業の経理に関する状況（W5）の経過措置の終了**についてお知らせします。

建設業の経理に関する状況（W5）について、2023（令和5）年3月31日までの審査基準日は経過措置で以下に記載の【従前の評価対象者】も加点対象でしたが、**2023（令和5）年4月1日以降の審査基準日は【改正後の評価対象者】のみが加点対象**となりましたので申請の際はご注意ください。

【従前の評価対象者】

- ①公認会計士、会計士補、税理士及びこれらとなる資格を有する者
- ②登録経理試験（一級又は二級）に合格した者



【改正後の評価対象者】

- ①公認会計士又は税理士であって、**国土交通大臣が指定する建設業経理に係る研修を受けた者**
 - ②登録経理試験（一級又は二級）に合格し、**合格した日の属する年度の翌年度の開始日から5年を経過しない者**
 - ③登録経理講習（一級又は二級）を受講し、**受講した日の属する年度の翌年度の開始日から5年を経過しない者**
- ※ 資格を有するだけ・試験に合格しただけでは加点対象となくなりました。

詳しくは建設業・不動産業室のWebサイトからダウンロードできる「経営事項審査申請等の手引」を参照してください。

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/toshi-somu/dl-page-keishin.html>



愛知県知事建設業許可業者名簿、 愛知県解体工事業登録業者名簿及び 愛知県浄化槽工事業登録業者名簿について

愛知県知事建設業許可業者名簿、愛知県解体工事業登録業者名簿及び愛知県浄化槽工事業登録業者名簿を建設業・不動産業室のWebサイトに掲載しております。

☆愛知県知事建設業許可業者名簿（2023（令和5）年8月17日作成）

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/toshi-somu/0000047962.html>



☆愛知県解体工事業登録業者名簿（2023（令和5）年7月末現在）

<https://www.pref.aichi.jp/site/kensetsugyo-fudosangyo/dl-page-kaitaimeibo.html>



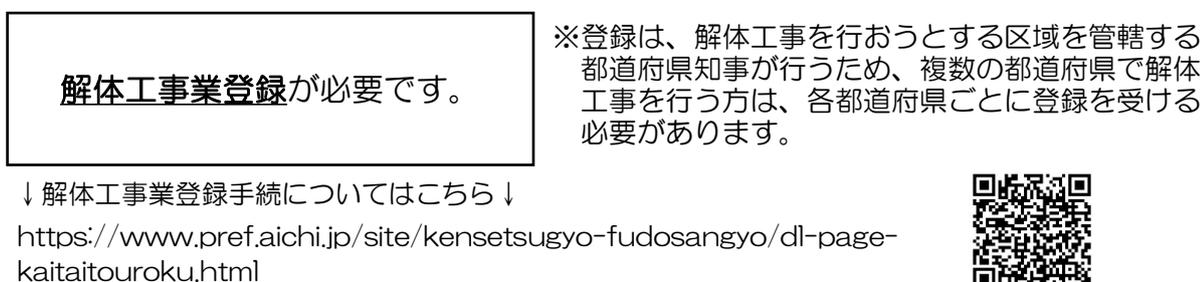
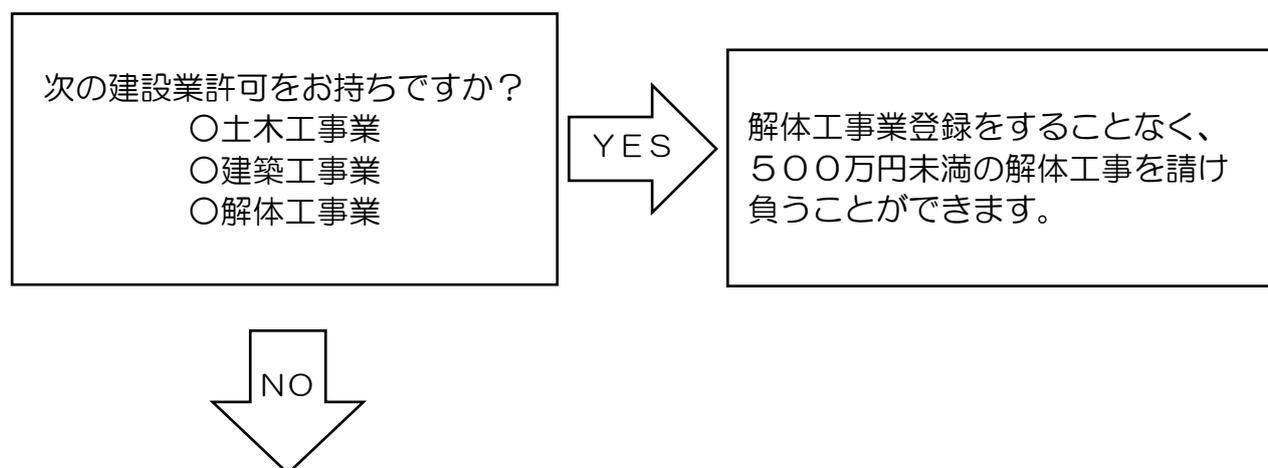
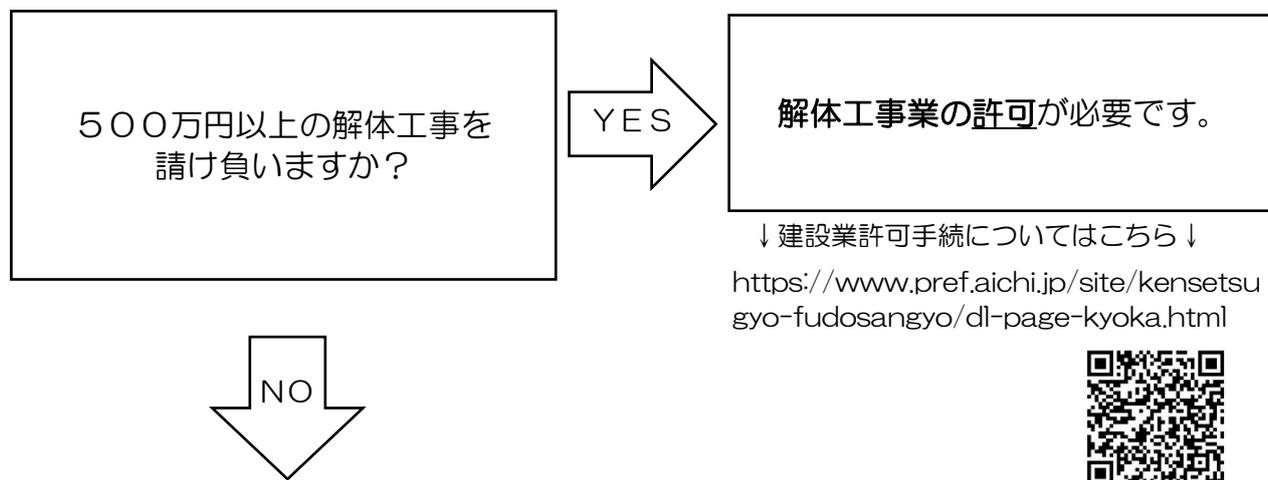
☆愛知県浄化槽工事業登録業者名簿（2023（令和5）年7月末現在）

<https://www.pref.aichi.jp/site/kensetsugyo-fudosangyo/dl-page-jyoukaosumeibo.html>



建築物等の解体工事の実施には 建設業許可または解体工事業登録が必要です

『土木工事業』、『建築工事業』、『解体工事業』の建設業許可を持たずに、家屋等の建築物、その他の工作物等を解体する工事（解体工事）業を営もうとする場合は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」の規定による『解体工事業登録』を受ける必要があります。



建設リサイクル法に基づく分別解体等の届出について

■ 一定規模以上の建設工事には、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（建設リサイクル法）に基づき届出等が必要です。

- (1) 建築物等の新築や除却工事の際、資材の分別解体と再資源化を行わなければなりません。
- (2) 工事の発注者や元請業者等は、工事の事前届出や元請業者から発注者への事後報告、現場における標識の掲示などを行わなければなりません。
- (3) 解体工事の実施には建設業許可（土木、建築又は解体工事業）又は解体工事業登録が必要です。

■ 対象建設工事の事前届出については、次のとおりです。

- (1) 対象建設工事（特定建設資材※が使用されているか、又は使用するもの）

| | |
|-----------------|-------------|
| 建築物の解体工事 | 床面積 ≥ 80㎡ |
| 建築物の新築・増築工事 | 床面積 ≥ 500㎡ |
| 建築物の修繕・模様替工事 | 工事費 ≥ 1億円 |
| 土木工事・その他の工作物の工事 | 工事費 ≥ 500万円 |

※特定建設資材とは

- ①コンクリート、②コンクリート及び鉄から成る建設資材、③木材、④アスファルト・コンクリー

- (2) 届出の時期 工事着手の7日前まで

- (3) 届出先

| 工事場所 | 建築物 | 土木工事等 |
|--------|---------|---|
| 名古屋市 | 建築指導課 | 技術指導課 各土木事務所 |
| 豊橋市 | 建築指導課 | (同左) |
| 岡崎市 | 建築指導課 | (同左) |
| 一宮市 | 建築指導課 | 道水路管理課 |
| 春日井市 | 建築指導課 | (同左) |
| 豊田市 | 建築相談課 | (同左) |
| 半田市 * | 建築課 | ◆当該市町村の管轄建設事務所 ・尾張建設事務所維持管理課 ・一宮建設事務所維持管理課 ・海部建設事務所維持管理課 ・知多建設事務所維持管理課 ・西三河建設事務所維持管理課 ・知立建設事務所維持管理課 ・豊田加茂建設事務所維持管理課 ・新城設楽建設事務所維持管理課 ・東三河建設事務所維持管理課 |
| 刈谷市 * | 建築課 | |
| 安城市 * | 建築課 | |
| 西尾市 * | 建築課 | |
| 小牧市 * | 建築課 | |
| 東海市 * | 建築住宅課 | |
| 江南市 * | 建築課 | |
| 瀬戸市 * | 都市計画課 | |
| 豊川市 * | 建築課 | |
| 稲沢市 * | 建築課 | |
| 大府市 * | 都市政策課 | |
| その他市町村 | 建築確認の窓口 | |

*印の市（限定特定行政庁）における建築物の内、建築基準法第6条第1項第1～3号に掲げる建築物及びその他市町村のすべての建築物の届出書は、当該市町村から各建設事務所建築課に送付されます。

■ 届出書の様式、添付図書など、詳しい情報については、愛知県のWebサイトをご覧ください。

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kenchikushido/0000025019.html>

【お問い合わせ先】

愛知県建築局建築指導課 建築環境グループ（愛知県東大手庁舎3階）

〒460-0001 名古屋市中区三の丸3-2-1

電話052-954-6570



2023（令和5）年度建設業講習会を開催します

愛知県知事許可を受けた建設業者の方を対象に、建設業の許可申請・届出の手續等に関すること、経営事項審査申請手續等に関すること、入札参加資格申請手續きに関すること、愛知労働局による「労働安全衛生法令の遵守徹底・時間外労働上限規制について」、国土交通省による「建設業法令遵守について」を内容とした、2023（令和5）年度建設業講習会を下記のとおり開催します。

| 日時等 | 対象業者 | 会場 |
|--|---|---|
| 2023（令和5）年11月8日（水） 午前9時50分から 午前11時40分まで 定員400名 | 西三河・知立・豊田 加茂・新城設楽・ 東三河建設事務所管 内の知事許可業者 | 刈谷市総合文化センター 大ホール 刈谷市若松町2-104 ※JR刈谷駅(南口)・名鉄刈谷駅(南口)から 徒歩2分 https://kariya.hall-info.jp/access/ |
| 日時等 | 対象業者 | 会場 |
| 2023（令和5）年11月21日（火） 及び 2023（令和5）年11月24日（金） 午前9時50分から 午前11時40分まで 定員800名 (両日とも内容は同じです) | 名古屋市内に主たる 営業所のある知事許 可業者、尾張・一宮 ・海部・知多建設 事務所管内の知事許 可業者 | 愛知県産業労働センター 大ホール 名古屋市中村区名駅4-4-38 ※名鉄名古屋駅東口から東へ徒歩5分 https://www.winc-aichi.jp/access/ |

◇開場時間は、各会場とも開始時刻の30分前です。

◇受講は申込不要・入場無料です。原則、各指定会場で受講してください。

席数の都合により入場をお断りすることがありますのでご承知おきください。

◇今年度は、後日（12月頃予定）講習動画を建設業・不動産業室Webサイトで配信予定です。会場に来られた方の再確認や会場に来られなかった方もぜひご覧ください。

(<https://www.pref.aichi.jp/site/kensetsugyo-fudosangyo/>)

◇お越しの際は公共交通機関をご利用ください。

◇荒天等によって中止となる場合があります。

事前に上記Webサイトをご確認ください。

なお、会場への直接のお問合せはご遠慮ください。



令和6・7（2024・2025）年度愛知県建設工事等 入札参加資格審査申請の受付日程等の御案内

愛知県（建設部門・農林水産部門・企業庁）及び県関係団体（愛知県道路公社、愛知県住宅供給公社、公益財団法人愛知水と緑の公社、公益財団法人愛知県都市整備協会）が発注する建設工事、設計・測量・建設コンサルタント等業務に関する入札参加資格審査の申請の受付を行います。

【受付期間・方法】

受付期間：2024（令和6）年1月4日（木）から2024（令和6）年2月15日（木）まで
申請方法：あいち電子調達共同システム（CALS/EC）による電子申請

【要件】

（1）建設工事

- ① 資格審査を希望する業種について建設業法第3条に基づく建設業の許可（許可の更新申請中のものを含む。）を受けていること。
- ② 資格審査を希望する業種について、審査基準日（決算日）が2022（令和4）年7月1日から2023（令和5）年6月30日の間にある、経営事項審査の総合評定値の通知を受けていること。
ただし、決算期の変更等により審査基準日（決算日）が上記期間に該当しない場合には、申請時に変更後の審査基準日における経営事項審査の総合評定値の通知があるときに限り、この要件を満たしているものとします。
- ③ 地方自治法施行令第167条の4第1項及び第2項の各号に該当する者でないこと。
- ④ 愛知県が指定する愛知県税及び国税が未納でないこと。
- ⑤ 社会保険（健康保険・厚生年金保険）及び雇用保険に加入していること（適用除外の場合を除く）。
- ⑥ 「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」及び「愛知県が行う調達契約からの暴力団排除に関する事務取扱要領」に基づく排除措置を受けていないこと。

（2）設計・測量・建設コンサルタント等業務

上記（1）③、④、⑤及び⑥のほか、営業に関して必要とされる登録があること。

【必要書類等】

- ① 国税の納税証明書 本店所在地を管轄する税務署で様式その3の3（法人の場合）又はその3の2（個人の場合）の交付を受けて下さい。
※ 愛知県税については、電子申請の中で管理番号（法人の場合）又は固有番号（個人の場合）を入力する必要がありますので、事前に御自身の番号をご確認下さい。愛知県で納税状況を確認します。
管理番号：法人県民税・事業税の確定申告書の9桁の管理番号
固有番号：個人事業税の納税通知書の12桁の固有番号
- ② 社会保険・雇用保険の届出が確認できるもの（領収書の写し等）
- ③ 資本関係又は人的関係に関する申告書（該当する者がいない場合は提出不要）

設計・測量・建設コンサルタント等業務は、①・②・③に加え下記④・⑤の書類が必要です。

- ④ 法人は登記事項証明書、個人は代表者の身元証明書及び登記されていないことの証明書
- ⑤ 次の3業種の申請を希望する方は、当該業種に係る登録を確認できる書類の写し
建築設計：建築士事務所登録証等 一般測量又は航空写真測量：測量業者登録証等
（注意事項） ①及び④については入札参加申請時から3か月以内のものに限ります。（コピー可）
②は直近のものに限ります。（コピー可）
①・②・③・④・⑤は別途郵送して下さい。

◎申請要領・詳細については、2023（令和5）年12月初旬に愛知県建設局
土木部建設総務課のホームページに掲載予定です。

(<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-somu/>)



【電子申請の事前準備について】

詳細については、あいち電子調達共同システム（CALS/EC）のホームページを参照して下さい。

(<https://www.chotatsu.e-aichi.jp/portal/index.jsp>)



① システムの設定について

今回初めてあいち電子調達共同システム（CALS/EC）を利用される方はパソコンの設定が必要です。上記ホームページ中、「システムの設定」を参照の上、設定して下さい。

② ICカードの登録について

<令和4・5（2022・2023）年度入札参加資格者名簿に登載済の方>

- ・登録済みのICカードについては、定時申請において再度の登録をする必要はありません。
- ・有効期限切れや代表者変更によりカードの更新を行った場合は、1月4日を待たず、速やかに利用者登録を行って下さい。

<令和4・5（2022・2023）年度入札参加資格者名簿に登載されていない方>

- ・代表者のICカードを御用意いただき、利用者仮登録後、以下の手順で利用者登録を行って下さい。

〔操作手順〕 上記アドレス→入札参加資格申請・電子入札→利用者仮登録
→業者統一番号及びパスワード受領→ICカード登録→利用者登録

【お問い合わせ先】

<電子申請の関係> あいち電子調達共同システムヘルプデスク 電話0120-059-399

<要件・必要書類等>（すべてダイヤルイン）

建設局土木部建設総務課契約第一グループ 電話052-954-6608

農林基盤局農地部農林総務課経理・契約グループ 電話052-954-6394

企業庁管理部総務課契約グループ 電話052-954-6671

令和6・7（2024・2025）年度名古屋高速道路公社 建設工事等の入札参加資格審査申請受付の御案内

名古屋高速道路公社が発注する建設工事及び設計・測量・建設コンサルタント等業務に関する入札参加資格審査の申請の受付を行います。

【受付期間・方法】

受付期間：2024（令和6）年1月4日（木）から2024（令和6）年2月15日（木）まで

申請方法：あいち電子調達共同システム（CALS/EC）による電子申請

【電子申請の事前準備について】

詳細については、あいち電子調達共同システム（CALS/EC）のホームページを参照してください。

(<https://www.chotatsu.e-aichi.jp/portal/index.jsp>)



※申請要領・詳細については、2023（令和5）年12月初旬頃に名古屋高速道路公社のホームページに掲載予定です。

(https://www.nagoya-expressway.or.jp/nyusatu/sikaku_infor/index.html)



【お問い合わせ先】

〒462-0844

名古屋市北区清水四丁目17番30号

名古屋高速道路公社 総務部総務課契約担当

電話052-919-5642（直通）

（土曜日、日曜日及び祝日を除く午前10時から正午まで及び午後1時から午後5時まで）

労働災害の撲滅に向け、取組の強化・充実をお願いします

○ 愛知県内の建設業においては、2022（令和4）年に690件（うち死亡者12名）の労働災害が発生しており、その約4分の1超が墜落・転落によるものとなっています。

<主な死亡災害例>

- ・固定されていない床材を踏み抜き、高所から墜落し死亡した。
- ・ブレーキがかけられていない高所作業車が後退し、高所作業車と電柱の間に挟まれ死亡した。

○ 本県では、県内の建設現場で働く人たちの安全と健康を確保するとともに、処遇の改善と地位の向上を図ることを目的として、「建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する愛知県計画」を策定し、その推進に取り組んでいます。

○ 労働災害の撲滅に向けては、地域一丸となった取組が必要不可欠ですので、建設業者をはじめ関係機関のみなさまのご理解・ご協力をお願いします。

1 働き方改革につながる制度や環境づくり

- ◇適切な安全経費の積算や工期の設定
- ◇週休2日制工事の導入
- ◇i-Construction（ICT活用工事）の導入 など

2 建設工事現場における安全対策

- ◇建設工事現場の安全性の点検等
- ◇墜落・転落災害防止対策の充実・強化
- ◇外国人労働者の労働災害防止対策の推進
- ◇一人親方等の安全及び健康への配慮 など

3 従業員の意識啓発や安全衛生教育

- ◇安全及び健康に関する意識の啓発
- ◇労働安全衛生等の講習の実施
- ◇メンタルヘルスケアの充実 など

○ 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する愛知県計画について詳しくはコチラ
建設業・不動産業室Webサイト（<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/toshi-somu/keikaku.html>）



○ なお、**2023(令和5)年10月1日から足場からの転落防止措置が強化**されます。
詳しくはコチラを参照してください。

<https://jsite.mhlw.go.jp/chiba-roudoukyoku/content/contents/001485720.pdf>



建設工事に従事する
一人親方の皆様へ

「労災保険への特別加入」をしていますか

建設業の一人親方等のうち、毎年80人前後の方が作業中の事故等により死亡していますが、被災者の約45%は労災保険に特別加入していませんでした。

一人親方として働いている場合、作業中や通勤途中で事故に遭ったとしても、労災保険に特別加入していなければ労災保険からの補償は一切行われません。



万が一の事故の際にも確実な補償を受けられるように、労災保険の特別加入を積極的にご検討ください。

労災保険に特別加入するためには、**特別加入団体を經由**して、申請手続を行う必要があります。（制度の概要については最寄りの労働基準監督署までお問い合わせください。）

詳しくは、厚生労働省作成「特別加入制度のしおり」をご覧ください。

<https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/rousai/040324-6.html>



法令遵守について

- 当県では建設業法や他の法令に違反する行為などの不正行為を行った建設業者に対し、建設業法の規定に基づき監督処分を行っています。監督処分には許可の取消処分、営業停止処分、指示処分の3種類があります。

指示

法令違反や不適正な事実の是正のため、建設業者が具体的にとるべき措置を監督行政庁が命令するものです。

営業の停止

建設業者が指示処分に従わないときには、監督行政庁による営業停止の対象となります。法令違反の内容によっては、指示なしで直接営業の停止を命じられることがあります。

許可の取消し

不正手段で建設業の許可を受けたり、営業の停止に違反して営業したりすると、監督行政庁によって、建設業の許可が取消しがなされます。法令違反の内容によっては、指示や営業の停止が命じられることなく、許可の取消しとなります。

【主な監督処分例】

○建設業の許可を受けていない業者と軽微でない建設工事の下請契約を締結した

→建設業を営む方は、軽微な建設工事を請け負うことを営業する方を除き、建設業法第3条に基づき、建設業の許可を受けなければなりません。

この規定に違反して建設業の許可を受けずに建設業を営む方と、下請契約を締結した建設業者の方も、監督処分の対象となります。

下請契約を締結する場合は、契約相手が必要な業種の建設業許可を取得しているか確認してください。

○労働災害による労働安全衛生法違反により法人及びその役員が刑罰を受けた

→建設業者がその業務に関し、建設業法以外の他の法令に違反した場合であっても、建設業法に基づく監督処分の対象となります。

当県における近年の監督処分のうち、労働災害に起因するものが多くみられます。「建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する愛知県計画」などを参考にいただき、労働災害の撲滅を目指すとともに、法令遵守に努めてください。

(参考) 本県における近年の監督処分の状況(単位:件)

| | 2022年度 | 2021年度 | 2020年度 |
|--------|--------|--------|--------|
| 取消処分 | 6 | 5 | 3 |
| 営業停止処分 | 1 | 1 | 2 |
| 指示処分 | 3 | 4 | 6 |

工事現場に配置する技術者の要件が緩和されました

2022（令和4）年11月18日に「建設業法施行令の一部を改正する政令（令和4年政令第353号）」が公布され、工事現場に配置する技術者の要件が緩和されました。またこれを受けて「監理技術者制度運用マニュアル」の一部が改正されました。

○主な内容（2023(令和5)年1月1日施行）

1 金額要件の見直し

※（）内は建築一式工事の場合

| | 改正前 | 改正後 |
|---|----------------------|----------------------|
| 特定建設業の許可・監理技術者の配置・施工体制台帳の作成を要する下請代金額の下限 | 4,000万円 (6,000万円) | 4,500万円 (7,000万円) |
| 主任技術者及び監理技術者の専任を要する請負代金額の下限 | 3,500万円 (7,000万円) | 4,000万円 (8,000万円) |
| 特定専門工事の下請代金額の上限 | 3,500万円 | 4,000万円 |

2 同一工事と見なせる範囲の合理化

・同一工作物の関連工事を別の監理技術者等が管理することは非合理的な場合もあるため、「随意契約」の場合でなくても、同一の建築物または連続する工作物に関する工事において、全ての発注者から同一工事として取り扱うことについて書面による承諾を得た場合については、同一の監理技術者等による監理を認めることとする。

3 技術者途中交代の条件の見直し

・働き方改革、建設現場の環境改善等の促進や、建設業への入職促進・定着の観点から、監理技術者等が合理的な範囲で柔軟に交代することを可能とするため、工事請負契約において、監理技術者等の途中交代を行うことができる条件について書面その他の方法により発注者と合意がなされている場合は、監理技術者等の途中交代を可能とする。

4 その他

・営業所における専任の技術者、監理技術者等が職務に従事するにあたり、テレワークの扱いを明記。
・施工体系図及び標識の掲示に関して、一定の要件を満たす場合、デジタルサインージ等ICT機器の活用が可能である旨を明記。

詳しくは、国土交通省のWebサイトをご覧ください。

https://www.mlit.go.jp/report/press/tochi_fudousan_kensetsugyo13_hh_000001_00147.html



建設工事の適正な取引について

建設業は、地域のインフラの整備やメンテナンス、災害が発生した際には最前線で応急復旧作業にあたるなど、地域社会の安心・安全の担い手として国民生活を支える大きな使命・役割が求められている産業です。

そのため、建設工事の請負契約の当事者双方が建設業や建設業法令遵守ガイドライン等で定められているルールを理解したうえで、契約手続きの各過程でそのルールを守り、適正な取引を推進していく必要があります。

～こんな取引条件に要注意！！～

- 1 不明確な見積条件や見積提出期限が短くありませんか？
- 2 口頭契約や契約書交付が着工後になっていませんか？
- 3 契約工期が通常よりもかなり短い工期になっていませんか？
- 4 契約金額が協議なく一方的に決められていませんか？
- 5 やり直し工事費用を一方的に押しつけられていませんか？
- 6 支払期日が守られていますか？
- 7 協議もなく一方的に支払代金を差し引かれていませんか？
- 8 割引困難な長期手形で支払われていませんか？
- 9 価格転嫁・工期変更は認められていますか？
- 10 不利益な取扱いはされていませんか？

不当に低い請負代金や、著しく短い工期は建設業法違反となります。
(建設業法第19条の3、第19条の5)

～各種相談窓口～

国土交通省や愛知県では、建設業に関する以下の各種相談窓口等を設けております。

○建設業フォローアップ相談ダイヤル（国土交通省）

(受付時間)

10：00～12：00、13：30～17：00（土日、祝日、閉庁日を除く）

(問い合わせ先)

TEL：0570-004976

メール：hqt-kensetsugyou110@gxb.mlit.go.jp

○駆け込みホットラインー建設業法違反通報窓口ー（国土交通省）

(受付時間)

10：00～12：00、13：30～17：00（土日、祝日、閉庁日を除く）

(問い合わせ先)

TEL：0570-018-240 FAX：0570-018-241

メール：hqt-k-kakekomi-hl@gxb.mlit.go.jp

○建設工事・不動産取引紛争相談（愛知県県民相談・情報センター）

建設工事の請負契約に係る注文者と請負者間の紛争並びに、不動産取引に係る売買及び賃貸の紛争について、弁護士、建築士の専門家による無料の紛争相談ができます。

(相談時間)

毎週水曜日13：00～16：00（予約制）

(予約・お問い合わせ先)

TEL：052-962-5100 FAX：052-972-6001

詳しくは、国土交通省Webサイトより、「建設企業のための適正取引ハンドブック」をご覧ください。



10月～12月は「建設業取引適正化推進期間」です！

建設業における取引の適正化については、従来から、建設業法（昭和24年法律第100号）の厳正かつ適正な運用により、法令の遵守指導等を通じ、その推進を図ってきたところですが、

しかしながら、依然として建設業の請負契約における不適切な取引が指摘されていることから、建設業の健全な発達を促進するため、建設業取引の適正化をより一層推進する必要があります。

このため、2023（令和5）年度は10月から12月までを「建設業取引適正化推進期間」として、建設業の取引適正化の法令遵守に関する活動を行います。



令和5年度 10・11・12月は

建設業取引適正化推進期間です

国土交通省及び都道府県では、建設業取引適正化推進期間に建設業法令遵守など、建設業取引の適正化に関する講習会を各地で開催します。詳しくはホームページからご確認ください。

建設業取引適正化推進期間

検索

主催 国土交通省、都道府県

協賛 公益財団法人 建設業適正取引推進機構

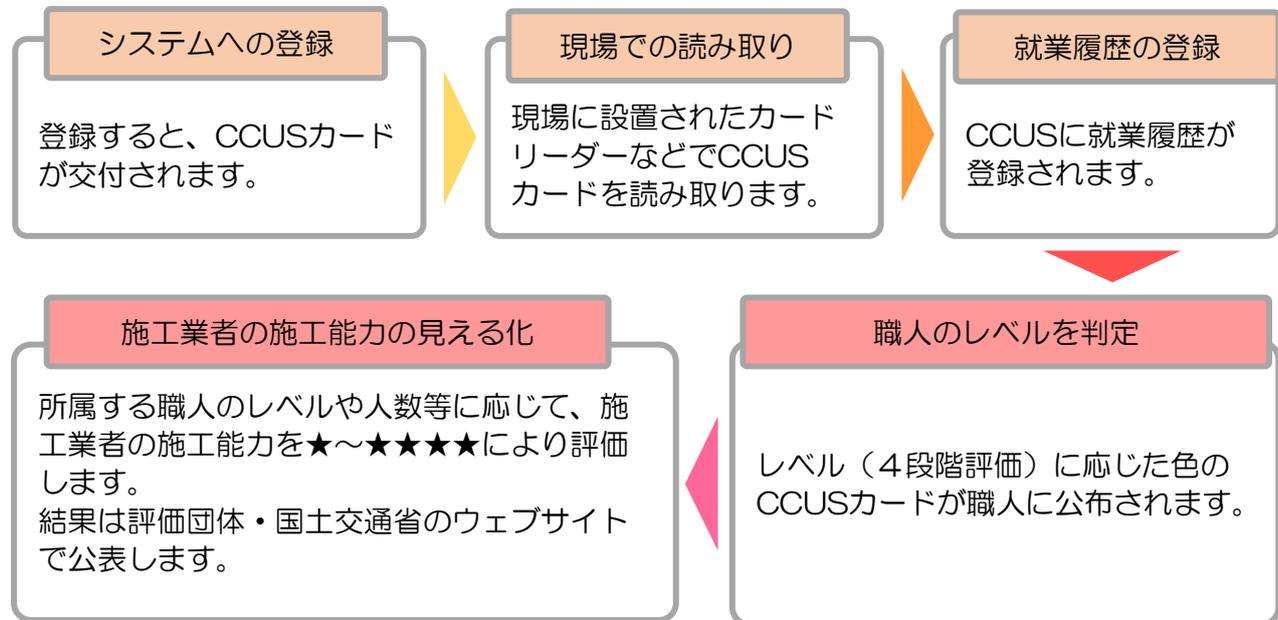
活動内容

- 【1. 標語】「みんなで守る適正取引」
- 【2. 期間】2023(令和5)年10月1日～12月28日
- 【3. 主催】国土交通省、都道府県
- 【4. 実施内容】
 - ・建設業者等を対象とした講習会等の開催
 - ・立入検査等の実施
 - ・ポスターの配布・掲示等
 - ・専門誌、雑誌、インターネット等を通じた広報

建設キャリアアップシステムについて

建設キャリアアップシステム（CCUS）は、技能者ひとり一人の就業実績や資格を登録し、技能の公正な評価、工事の品質向上、現場作業の効率化などにつなげるシステムです。

●CCUSの仕組み



●CCUSのメリットは？

1. 技能者のメリット

- ① CCUS情報を活用した能力評価と、レベルごとの年収目安の明確化による、賃金水準の相場感の形成、引き上げ/ダンピング防止。
- ② 現場や勤務先が変わっても、自らの能力を客観的に証明可能に。
- ③ カードリーダータッチで日々320円の建退共掛金を積み立て（元請が一括して掛金支払い）。

2. 下請業者側から見たメリット

- ① 自社が雇用する技能者の数や保有資格、社会保険加入状況等が明らかになり、取引先からの信頼が得やすくなる（＝企業の実力の見える化）。
- ② 技能者の能力評価と連動した専門工事企業の施工能力等の見える化（4段階評価）も令和3年度から開始。
- ③ 出面管理のIT化、賃金や代金支払いの根拠が明確に。

3. 元請や上位下請から見たメリット

- ① 初めて仕事する下請業者の実力や技能者の資格等(*)の確認ができ、施工の安心感につながる。
* 社会保険加入状況や安全衛生資格保有の有無、一人親方の労災特別加入状況。
- ② PCで作業の進捗状況の確認や下請への支払いの適正化などの現場管理の効率化。
- ③ 施工体制台帳、作業員名簿の作成、建退共の証紙受払・貼付等の作業の簡素化、ペーパーレス化。
- ④ 増える外国人労働者の資格等の確認が容易に。

建設キャリアアップシステムウェブサイト
申請方法や最新情報のチェックはこちらから



<https://www.ccus.jp/>

～2023（令和5）年10月より、事業者登録の更新手続きが始まります～

2024（令和6）年3月末でCCUSの本運用開始から5年となります。2019（平成31）年3月末までに登録された事業者については、一律、2024（令和6）年3月末に有効期限（※）を迎えるため、CCUSウェブサイトまたは、認定登録機関にて更新手続きが必要です。更新の手続きは、有効期限の半年前より開始予定です。有効期限の1か月前までに更新手続きの申し込みをお願いいたします。

※ 2019（令和1）年4月以降に登録完了した事業者については、登録日から5年後の登録月の月末が有効期限となります。

2019（平成31）年3月末までに登録をした事業者

- 有効期限
2024（令和6）年3月31日
- 更新手続き期間
2023（令和5）年10月（開始予定）から2024（令和6）年2月末日まで

2019（平成31）年4月以降に登録をした事業者

- 有効期限
登録日から5年後の登録月の月末
- 更新手続き期間
有効期限満了の6か月前から1か月前まで

更新手続きのメールのご案内

（一財）建設業振興基金より、メールにて更新手続きのご案内が送付されます。

第1回メール：6か月前 → 第2回メール：2か月前 → 第3回メール：1か月前
※ 第2、3回メールについては手続き未了の方のみとなります。また、併せてCCUSウェブサイトにも掲載されます。

申請について

- 申請方法
新規登録と同様に、インターネット（CCUSウェブサイト）または、認定登録機関にて申請をお願いいたします。
- 申請内容
既に登録している情報のうち、変更のない事項については記載事項及び証憑書類について内容の変更は必要ありません。
登録内容の変更がある項目については、記載事項の変更及び最新の証憑資料を提出していただきますようお願いいたします。

審査と事業者登録料のお支払い

申し込みの後、審査後に「システム登録料金額のご案内」メールが送付されます。案内メールに基づき事業者登録料をお支払いいただき、手続きは終了です。
※ 事業者登録料は下部に記載していますCCUSウェブサイトにてご確認ください。

→ 手続き完了



⚠ CCUSについて、愛知県庁では手続き等はできません。
CCUS事業者登録の更新等の手続きやお問い合わせについては、前ページに記載の建設キャリアアップシステムウェブサイトから、（一財）建設業振興基金建設キャリアアップシステム事業本部までお願いします。

建設キャリアアップシステムの活用に関する 評価基準について

建設キャリアアップシステム（以下、CCUS）の活用に関する評価基準を下記のとおり定め、工事成績評価において評価することとしています。対象工事を受注された場合は、**積極的な活用をお願いします**。

【対象工事】2023（令和5）年4月以降に契約する、**建設局、都市・交通局の発注する工事**
（工事成績評価のない工事は除く）

※工事成績評価表の「5.創意工夫」において加点

| 評価対象項目 | 判断基準 | 配点 |
|-----------------------|-----------------------------|----|
| ①事業者登録 | 元請のみ（下請の登録は求めない） | 1点 |
| ②CCUS活用の申し出 | 工事着手までに工事打合せ簿により提出 | 2点 |
| ③技能者登録 | 1名以上 | |
| ④現場登録（管理者ID（現場管理者）登録） | 当該現場の登録 | |
| ⑤現場へのカードリーダー設置 | 利用状況が確認できること （利用回数は問わない） | |

★CCUS評価基準や実施状況の確認方法等は、下記URLよりご確認ください。

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/ccushyoukakizyun.html>

★**建築局の発注する工事**は、下記URLよりご確認ください。

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/kenchiku-kijyun.html>

☆CCUS登録等に関しては、下記URLよりご確認ください。

<https://www.ccus.jp>

〔建設キャリアアップシステム専用サイト（一財）建設業振興基金〕



2023（令和5）年4月より原則発注者指定型の 週休2日制工事になりました（土木工事）

週休2日のとれる現場環境整備のため、2023（令和5）年4月より、**建設局、都市・交通局の発注する土木工事**においては、原則発注者指定型の週休2日制工事として発注しています。

【実施のポイント】

①一部の対象外工事を除き、**原則発注者指定型の週休2日制工事として発注します。**

〔 〔完全週休2日〕 or 〔週休2日（休工日を土日に限らない）〕 は受注後に選択 〕

②完全週休2日制工事における工事成績評価の基準が変わりました。

〔 2022（令和4）年度まで：完全週休2日取得率が**90%以上** \完全週休2日に取組みやすくなりました！ /
↓
2023（令和5）年度以降：完全週休2日取得率が**70%以上**かつ休日取得率が**28.5%（2/7以上）** 〕

③取組証の発行を希望する際は、**申し出が必要**となりました。 ※工事完了までに監督員へ申し出てください。

★週休2日制工事の詳しい取組方法や実施要領は、下記URLよりご確認ください。

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/syukyuhutuka.html>



【お問い合わせ先】

愛知県建設局土木部建設企画課

調整第一グループ（愛知県本庁舎6階）

〒460-8501 名古屋市中区三の丸3-1-2

電話052-954-6506

～YouTubeをはじめ1年経ちました～
県内のプロジェクト紹介や現場記録映像をUPLしています！



YOUTUBE

愛知県庁・土木〔公式〕



宅地や建物の適正な取引及び広告について (宅地建物の取引には免許が必要です)

宅地や建物の取引を業として行う(宅地建物取引業)には、宅地建物取引業法(以下「法」という。)を遵守し、適正な取引を行わなければなりません。

1 無免許営業の禁止について

宅地建物取引業を営むには宅地建物取引業の免許が必要です(法第3条第1項)。免許を受けずに宅地建物取引業を営むことは禁止されています(法第12条第1項)。

また、免許を持たない者が、ホームページや新聞折り込みチラシなどの広告により、宅地を分譲する旨や、住宅の売買の媒介(仲介)をする旨を表示することも禁止されています(法第12条第2項)。

2 誇大広告等の禁止について

宅地建物取引業者が行う広告については、誇大広告等の禁止(法第32条)などの法律による規制のほかに、「不動産の表示に関する公正競争規約」及び「不動産業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約」により必要な表示事項などが定められています。

3 おとり広告等の禁止について

顧客を集めるために売る意思のない物件を広告し、実際は他の物件を販売しようとする、いわゆる「おとり広告」及び実在しない物件等の「虚偽広告」は、法第32条、「不当景品類及び不当表示防止法」及び「不動産の表示に関する公正競争規約」により禁止されています。

【お問い合わせ先】

公正競争規約について … 東海不動産公正取引協議会(愛知県不動産会館)
電話052-529-3300

不動産業グループからのお知らせ

○ 宅地建物取引業者と人権について

宅建業は、人々の生活の基盤となる住宅等の取引に携わる仕事です。つまり、宅建業者は、憲法で保障された居住・移転の自由の実現のために、重要な役割を果たします。顧客や地域住民との関わりにおいては、常に人権を尊重した対応をしなければなりません。人権問題について、正しい理解と認識を持ち、取引関係者等の啓発に努めてください。

留意事項

- ・入居申込書には「本籍地」「国籍」の記入欄のないものを使用してください。
- ・賃貸契約書には「性別」「国籍」「年齢」「障害の有無」により借主を差別する条項のないものを使用してください。
- ・同和地区に関する問い合わせには一切答えないでください。
- ・特定の地区や学区の差別を助長するような問い合わせには一切答えないでください。
- ・差別を助長するような表現を用いた広告はしないでください。
- ・宅建業者の内部資料であっても、差別を助長するような資料は作成しない、また、そのような調査依頼はせず、調査報告等も受け取らないでください。

**取引の関係者から、予断や偏見に基づく問合せを受けた場合は、
人権を尊重する観点から、毅然とした対応をしてください。**

【お問い合わせ先】

愛知県都市・交通局都市基盤部都市総務課 建設業・不動産業室 不動産業グループ
(愛知県自治センター3階)

電話052-954-6582(免許担当) 052-954-6583(指導担当)

○ 「宅地建物取引業者名簿登載事項変更届出書」について

免許申請書に記載した事項に変更があった場合には、変更が生じた日から「30日以内」に、変更届出書の提出が必要です。

詳しくは建設業・不動産業室のWebページをご覧ください。

- ◆宅地建物取引業免許 変更の届出について
(建設業・不動産業室Webページ)

<https://www.pref.aichi.jp/site/kensetsugyo-fudosangyo/henko.html>



○ 盛土規制法の施行について

危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制するため、宅地造成等規制法が改正され、「宅地造成及び特定盛土等規制法（通称「盛土規制法」）」として令和5年5月26日に施行されました。

今回の法改正により、都道府県知事（指定都市又は中核市の区域内の土地については、それぞれ指定都市又は中核市の長。）が、宅地、農地、森林等の土地の用途にかかわらず、盛土等により人家等に被害を及ぼしうる区域を規制区域として指定できることとし、宅地造成のみならず農地・森林の造成や土石の一時的な堆積も含め、規制区域内で行われる盛土等を許可の対象としております。今後は、この規制区域内での盛土等の工事について、新たな規制が適用されることとなります。規制区域の指定については、都道府県等のWebページを参照してください。

・広告や契約締結等の開始に必要とされる許可等について

法第33条及び第36条で規定される、未完成物件の売買等の広告の開始時期や、自ら売主となる売買契約の締結時期を制限する法令に基づく許可等の処分に、盛土規制法による規制が追加されます。

・重要事項説明の追加について

法第35条第1項第2号で規定される、重要事項として説明しなければならない法令に基づく制限に、盛土規制法による規制が追加されます。

・経過措置の考え方について

経過措置期間中は、旧宅地造成等規制法による規制について、従前のとおり、法第33条又第35条の規定による制限がかかります。また、法第35条の規定による重要事項説明を行う必要があります。

- ◆「宅地造成及び特定盛土等規制法」（通称「盛土規制法」）について
(国土交通省Webページ)

<https://www.mlit.go.jp/toshi/web/morido.html>

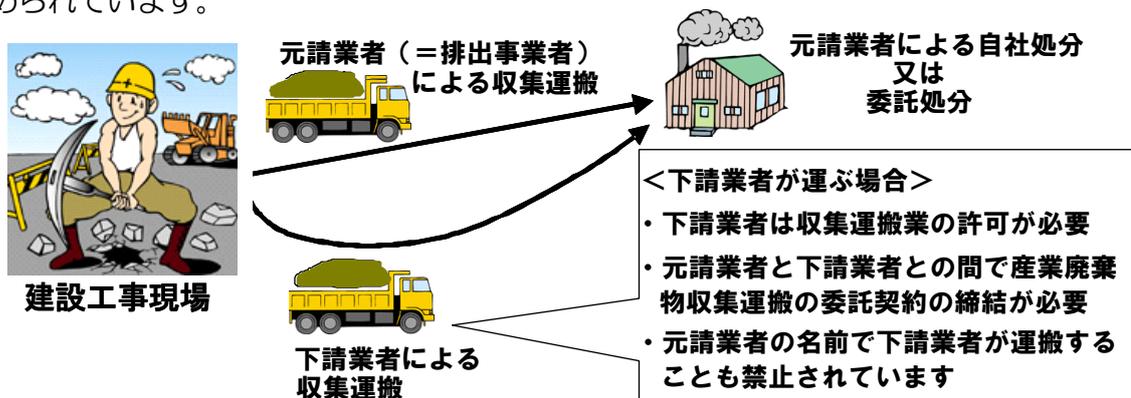


建設系産業廃棄物排出事業者のみなさまへ

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」といいます。）では、建設工事（解体工事も含みます。）の注文者から直接建設工事を請け負った元請業者が排出事業者であると定められています。 ※一部例外規定があります。

1 建設工事に伴い生じる廃棄物の処理責任など （法第21条の3第1項） （法第12条第5項及び第6項）

- 元請業者は、建設工事に伴い生じる廃棄物について、自らが適正に処理を行うか、**委託基準**に従って産業廃棄物処理業者に処理（運搬及び処分）を委託しなければなりません。
- 委託基準**では、委託する産業廃棄物の処理が下請業者（受託者）が有する産業廃棄物処理業の許可の範囲に含まれていることや、両者の間で書面で契約を結ばなければならないことなどが定められています。



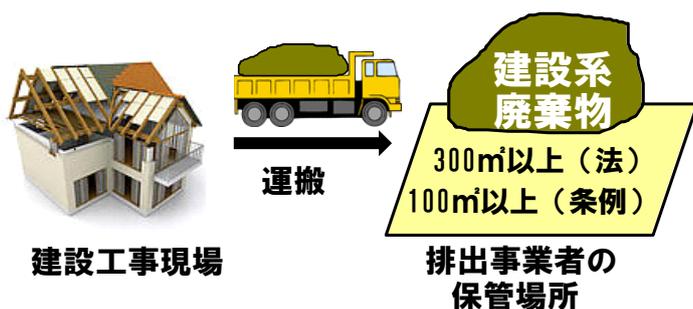
2 排出事業場外での自社保管及び事前届出制度 （法第12条第1項及び第3項）

排出事業者が建設系産業廃棄物を排出事業場（建設工事現場）外で保管する場合（保管場所の面積が300㎡以上の場合に限ります。）は、**法に基づく事前届出が必要**です。

さらに本県では、**廃棄物の適正な処理の促進に関する条例**において、**面積100㎡以上の屋外の場所で建設系産業廃棄物又は廃タイヤを保管しようとする事業者**に届出を義務付けています。

また、産業廃棄物を排出事業場外で保管する場合は、**産業廃棄物処理基準**に従い、生活環境の保全上支障のないように保管しなければなりません。 ※排出事業場には保管基準が適用されます。

なお、積替え保管を含む収集運搬業の許可を有する下請業者と委託契約を締結した場合を除き、**下請業者の保管場所に保管することはできません。**



| 保管場所 | 排出事業場 (建設工事現場) | 排出事業場外 |
|---------|---|-------------------|
| 適用される基準 | 産業廃棄物保管基準 | 産業廃棄物処理基準 |
| 基準の概要 | <ul style="list-style-type: none"> 周囲に囲いの設置 (荷重がかかる場合は、構造耐力上安全であること) 見やすい場所に必要事項を記載した掲示板の設置 飛散、流出、地下浸透、悪臭の防止 高さ制限(50%勾配を超えない) ねずみ、害虫の発生の防止 | など |
| 保管上限 など | — | ・一日平均搬出量の7倍 など |

3 産業廃棄物管理票(マニフェスト)制度の運用

(法第12条の3他)

- ・排出事業者(元請業者)は、産業廃棄物の引き渡し時に収集運搬業者に対し産業廃棄物管理票(マニフェスト)を交付しなければなりません。
- ・排出事業者は、下請業者(収集運搬業者や処分業者)から処理を完了した年月日を記載したマニフェストの写しを受け取り、適正に処理が行われたことを確認するとともに、当該マニフェストを5年間保存しなければなりません。

建設工事に伴い生ずる廃棄物の下請負人による運搬に関する特例(*)により下請業者が自ら運搬する場合であっても、廃棄物処理業者に搬入する場合は、排出事業者からのマニフェストの交付は必要です。なお、この場合は下請け業者にはマニフェストの写しの保管義務はありません。

*改築(リフォーム等)、瑕疵の補修に関する工事であって請負金額が500万円以内、一回の運搬が1㎡以下、元請業者の保管場所や処分場へ直行等であって請負契約において書面で明確になっているもの(法第21条の3第3項)

廃棄物の不法投棄について(法第16条)

【何人もみだりに廃棄物を捨ててはならない。】

- ・不法投棄は、法によって厳しく規制されています。違反した場合は次の処罰を受けます。
- ・不法投棄を行う目的で廃棄物を収集運搬した者や未遂の者も処罰の対象です。

不法投棄を行った者

5年以下の懲役又は1,000万円以下の罰金に処せられ、又はこれを併科されます。

法人の場合

3億円以下の罰金が科せられます。
※法人等の従業者等が当該法人等の業務に係る違反行為を行った場合には、法人等に対しても罰金刑が科せられます。

※産業廃棄物の処理を委託した下請業者が不法投棄を行った場合は、排出事業者(元請業者)にも罰則が科せられることがあります。

下請業者は産業廃棄物処理業の許可がない場合は、排出事業者から産業廃棄物の処理を受託してはいけません。

また、排出事業者は、下請業者に産業廃棄物の処理をさせるときは、必要な許可を受けた下請業者と事前に産業廃棄物処理を書面で委託契約しなければなりません。

〈瓦くずの不法投棄〉



〈土砂混じり産業廃棄物の不法投棄〉

不法投棄は、社会通念上許されない重大な犯罪です。

【お問い合わせ先】

愛知県環境局資源循環推進課廃棄物監視指導室監視グループ(愛知県西庁舎6階)
〒460-8501 名古屋市中区三の丸3-1-2
電話052-954-6238

名古屋国税局からのお知らせ 「インボイス制度において特にご留意いただきたい事項」

2023（令和5）年10月1日から消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）が開始されました。

インボイス制度の開始に向けて特にご留意いただきたい事項（2023（令和5）年10月1日までに登録番号が通知されない場合の売手の対応と買手の仕入税額控除について）を以下のとおりまとめましたので、ご確認ください。

なお、インボイス制度について、詳しくお知りになりたい方は、国税庁ホームページ「インボイス制度特設サイト」等をご覧ください。

国税庁からのお知らせ

令和5年10月開始！

インボイス制度 において特にご留意いただきたい事項

10月1日までに登録番号が通知されない場合の売手の対応と
買手の仕入税額控除について

がございます

売手の対応



10月になっても、まだ登録番号の通知が届かないなあ…

どうやってインボイスを交付しよう…？

安心してください！
次のような対応が可能です



1

事前にインボイスの交付が遅れる旨を先方に伝え、**通知後にインボイスを交付する**



まだ番号がわからないので、インボイスは後日交付します

2

通知を受けるまでは登録番号のない請求書等を交付し、**通知後に改めてインボイスを交付し直す**



番号を入れたインボイスを改めて交付します

3

通知後にすでに交付した請求書等との関連性を明らかにした上で、インボイスに不足する**登録番号を書類やメール等でお知らせする**

請求番号●●の請求書につき、登録番号は「T1234…」になります



でも、小売店だと後で交付は難しいなあ…



そんな時は…

事前にインボイスの交付が遅れる旨を事業者のHPや店頭にて相手方にお知らせする



インボイス発行事業者の登録申請中です。登録は令和5年10月1日から受けることとなりますが、通知が届いていないため、インボイスの交付が遅れます。したがって当店では…

事業者のHP等において登録番号を掲示し、相手方にそのページとレシートを併せて保存してもらう



登録番号は『T1234…』となります。令和5年10月1日から令和5年●月●日（通知を受けた日）までの間のレシートをお持ちの方で仕入税額控除を行う方におきましては、**当ページを印刷するなどの方法により、レシートと併せて保存してください。**

買手側からの電話等に応じ、登録番号をお知らせし、相手方にその記録をレシートと併せて保存してもらう



番号を教えてください

T1234…です

Write!



※ これらの取扱いは、令和5年9月末までに登録申請を行ったものの、令和5年10月1日までに登録番号の通知が届かなかった場合の経過的な取扱いです。登録番号を記載したインボイスを交付できるようになった日以降は、記載事項を満たしたインボイスを交付していただく必要がありますので、ご注意ください。

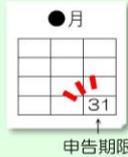
買手の対応

売手から登録番号のお知らせが届かないけど、仕入税額控除していいのかな…？

後でお知らせするとは言っていたけど…



登録番号なし



申告期限

事前にインボイス発行事業者の登録を受ける旨が確認できたときは、仕入税額控除可能です！

お知らせは事後的に保存できればいいのね！



ポイント

事後的に交付されたインボイスや登録番号のお知らせを保存することが必要です！

※ 保存できなかった場合、翌課税期間において仕入税額控除を調整することとして差し支えありません。



さらに…

基準期間における課税売上高が1億円以下又は特定期間における課税売上高が5千万円以下の事業者は、令和5年10月1日～令和11年9月30日までの間、税込1万円未満の課税仕入れについて、帳簿の保存のみで仕入税額控除が可能（「少額特例」といいます）ですので、上記対応は不要です。

※ 「基準期間」とは、個人事業者については前々年、法人については前々事業年度をいい、「特定期間」とは個人事業者については前年1～6月までの期間をいい、法人については前事業年度の開始の日以後6月の期間をいいます。

1万円未満ならインボイスの保存はいらないんだな！



1万円（税込）は、一回の取引金額で判定しますので、ご注意ください！



【具体例①】12月3日に5千円の商品を購入し、12月10日に7千円の商品を購入

➡ 特例の対象としてインボイスの保存は不要

【具体例②】12月10日に5千円の商品と7千円の商品（合計1万2千円）を同時に購入

➡ 特例の対象外のためインボイスの保存が必要



1商品ではなく、1回の取引が1万円未満かで判断するってことか！

○インボイス制度特設サイト

インボイス制度について詳しくお知りになりたい方は、こちらをご覧ください。

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice.htm>

○お問い合わせ先

インボイス制度に関する一般的なご質問については、インボイスコールセンターで受け付けています。

フリーダイヤル 0120-205-553 9:00~17:00（土日祝除く）

○相談窓口一覧表

補助金、独占禁止法、下請法、経営に関するご相談等については、こちらをご覧ください。

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/0023002-076.pdf>



※ 各リンクについては、予告なく変更・削除される場合があります。

時間外労働の上限規制について

建設業でも 時間外労働の上限規制がはじまります！

2024年4月から

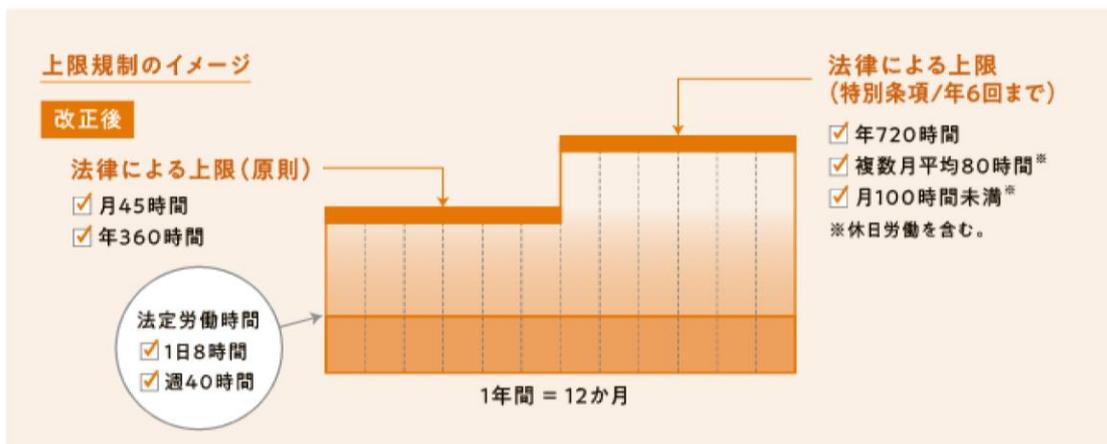
働き方改革関連法による改正後の労働基準法により、時間外労働の上限規制は2019（平成31）年4月（中小企業は2020（令和2）年4月）から施行されていますが、建設業については、時間外労働の上限規制の適用が猶予されていました。2024（令和6）年4月からは、建設業においても、他の事業と同様に時間外労働の上限規制が適用されます。

2024（令和6）年4月～

36協定を締結した場合、時間外労働の上限は原則として月45時間、年360時間となり、臨時的な特別の事情がなければこれを超えることができません。

臨時的な特別の事情があつて労使が合意する場合（特別条項）でも、以下を守らなければなりません。

- 時間外労働が年720時間以内
- 時間外労働と休日労働の合計が月100時間未満
- 時間外労働と休日労働の合計について、2～6か月平均が80時間以内
- 時間外労働が月45時間を超えることができるのは年6か月が限度



ただし、建設事業のうち、災害時における復旧及び復興の事業に限り、2024年4月以降も次の規定は適用されません。

- 時間外労働と休日労働の合計が月100時間未満
- 時間外労働と休日労働の合計について、2～6か月平均が80時間以内

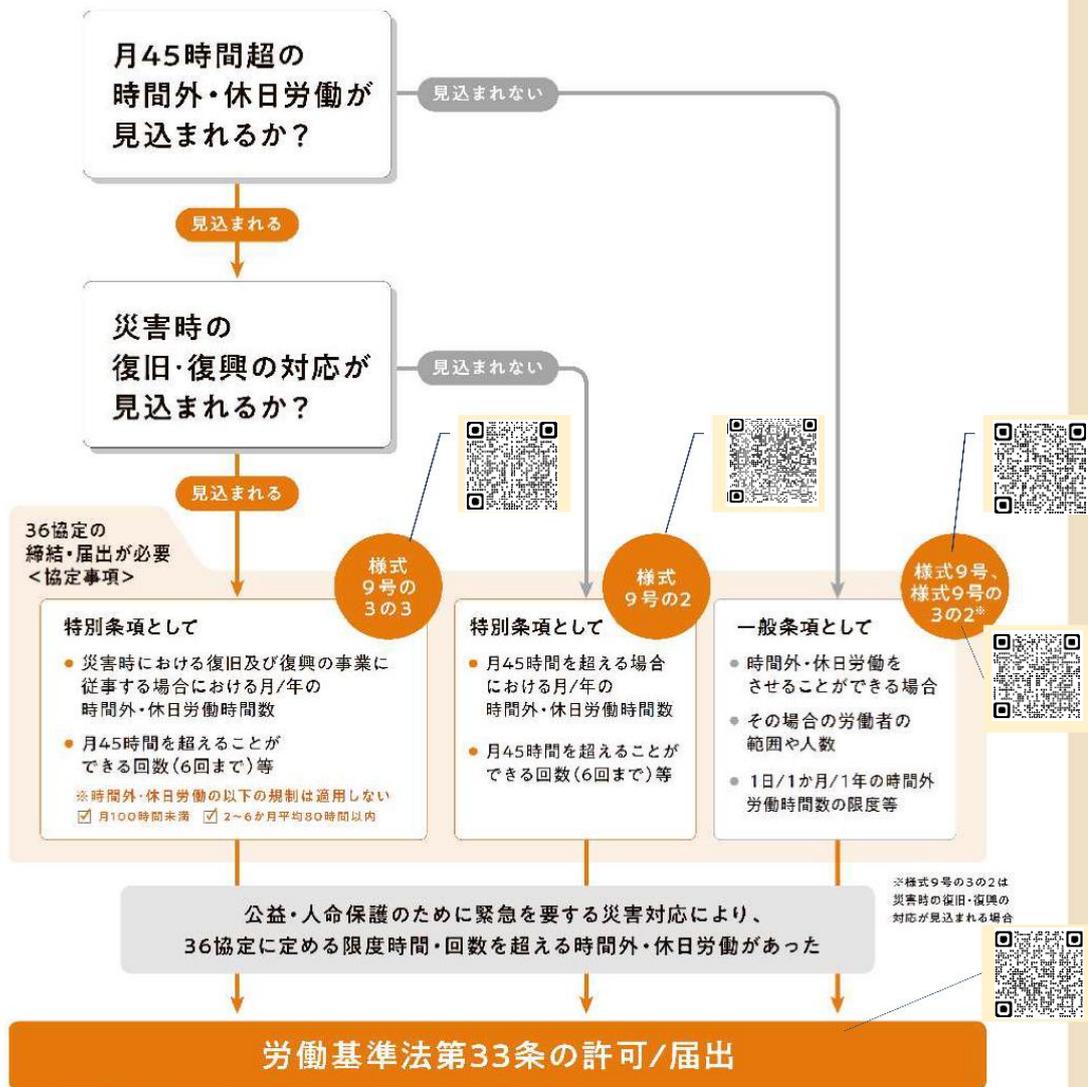
自社の時間外・休日労働の状況や工事の態様によって提出する36協定の様式が変わります（裏面へ↓）

詳しい情報や相談窓口は、お近くの労働基準監督署をご利用ください。



手続フローチャート

くらし、はたらく、
ともにスズメ!



※緊急時であっても、可能な限り時間外・休日労働は36協定の範囲内とすること。

36協定(様式9号の4)からの変更点

- 原則として時間外労働を1か月45時間、1年360時間以内で協定することが必要
- 災害時における復旧及び復興の事業を除き、時間外・休日労働の合計が以下を満たすことを協定することが必要
 月100時間未満 2~6か月平均80時間以内
- 1か月45時間を超えて時間外・休日労働をさせることがあるとして特別条項を設ける場合、特別延長できる回数を年6回までで協定することが必要

愛知労働局・中部地方整備局・愛知県
一般社団法人愛知県建設業協会・一般社団法人愛知県土木研究会

暴力団排除について

- 本県では、愛知県暴力団排除条例（2011(平成23)年4月1日施行）を制定し、県、事業者及び県民が協働して、暴力団排除に取り組んでいます。

【愛知県暴力団排除条例】

愛知県から暴力団を排除するため、

- ・ 県、事業者、県民が果たすべき責務
- ・ 暴力団の排除に関する基本的施策等
- ・ 暴力団員等に対する利益の供与の禁止等
- ・ 不動産の譲渡をしようとする者の講ずべき措置等
- ・ 青少年に対する暴力団の影響の排除
- ・ 暴力団排除特別区域における禁止行為
- ・ 義務違反者に対する措置等

等について定めています。

詳しくは、愛知県警察のWebサイトをご覧ください。

<https://www.pref.aichi.jp/police/anzen/soshiki/haijo/index.html>



- 建設業法及び宅地建物取引業法では、許可や免許に係る欠格要件として、暴力団排除条項を定め、排除対象者に該当する場合は、許可や免許を与えない又は許可や免許の取消しの事由となります。

【排除対象者】

- ・ 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」）
- ・ 未成年者の法定代理人が暴力団員等
- ・ 法人で役員等又は政令で定める使用人が暴力団員等
- ・ 個人で政令で定める使用人が暴力団員等
- ・ 暴力団員等がその事業活動を支配する者



暴力団離脱者受入企業登録へのお願い

警察による取締りや社会における暴力団排除意識の浸透等により、暴力団勢力は減少している状況ですが、暴力団からの離脱を一層進めるためには、暴力団離脱者が再び罪を犯し、暴力団に戻らないよう、社会生活における基盤を確立することが重要となっています。

そこで愛知県では、愛知県警察と協力し、暴力団離脱者の社会復帰のため、県内の企業の皆様に、暴力団離脱者を雇用する企業（受入企業）として御登録をしていただけるよう、制度の周知及び受入企業登録の広報を行っております。

この機会に是非、取組の趣旨を御理解いただき、御登録について御検討くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○ 対象となる企業

愛知県内の企業で、業種は問いません

○ 雇用給付金の支給

暴力団離脱者を継続して1カ月以上雇用した事業者に

- ・6カ月間⇒毎月8万円（上限）を支給
- ・9カ月目、12カ月目⇒12万円（上限）を支給

○ 身元保証制度

身元保証制度とは、雇用した暴力団離脱者が受入企業に損害を生じさせた場合に損害を補償する制度です。

・保証期間

受入企業が暴力団離脱者を雇用して1年間

・保証金の範囲

保証金の請求は、回数に制限なく、支払い累計額が200万円まで

※雇用した暴力団離脱者が受入企業に業務上の損害を与えた場合
⇒損害額に応じて100万円まで

※受入企業、雇用主又は従業員に人的、物的損害を与えた場合
⇒人的、物的損害に応じて100万円まで

※契約等で労働者の負担と定められている費用が未回収の場合
⇒未回収額を50万円まで

などを（公財）愛知県暴力追放運動推進センター（電話052-883-3110）が保証

● 詳しい情報については、愛知県のWebサイトをご覧ください。

愛知県防災安全局県民安全課

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kenmin-anzen/ridatusyasien.html>



【お問い合わせ先】

愛知県防災安全局県民安全課 安全なまちづくりグループ

〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号（本庁舎1階）

電話052-954-6176

部落差別（同和問題）の解決に向けて

1 部落差別（同和問題）とは

私たちは、生まれながらにして自由・平等であり、幸せで健康に生きる権利を持っています。こうした願いや権利は基本的人権といわれ、憲法でも保障されており、不当に侵してはならないものです。

しかし、日常生活の中で、私たちは古くからの因習や世間体にとらわれたものの見方、考え方に影響され、時に誤った判断をして、知らず知らずのうちに、人権を侵し、人の幸せを踏みにじていることもないとは言えません。

とりわけ、我が国の人権にかかわる重大な社会問題に部落差別（同和問題）があります。

部落差別（同和問題）とは、日本社会の歴史的過程で形づくられた身分差別により、結婚や就職などの社会的関係で、現代においても特定の地域の生まれや出身などというだけで、差別されることがあるという日本固有の人権問題です。

2 差別解消のために

国はこの問題を解決するために、特別措置法を定め、地方公共団体とともにさまざまな事業を進めてきました。その結果、道路や住宅など生活環境の改善は進みましたが、いまだに差別意識は根強く残り、結婚を妨げられたり、就職で不平等に扱われたり、日常生活で差別を受けるなどの問題が見受けられるところです。

このため、2016（平成28）年には「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されました。この法律は、部落差別は許されないものであるとの認識のもとに、部落差別の解消の必要性について国民の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを目指したものです。

また、愛知県では、2022（令和4）年4月に「愛知県人権尊重の社会づくり条例」を施行し、この条例の中で「部落差別の解消に向けた取組の推進」について個別に規定しています。県は、部落差別に関する問題について、県民及び事業者の正しい理解を深めるために必要な教育及び啓発等を進めていくこととしています。

3 えせ同和行為に屈しないために

「えせ同和行為」とは、同和の名の下に、企業等に対し、高額図書購入や下請けへの参加の強要、寄付金・賛助金あるいは示談金の強要など、不当な利益や義務なきことを求める行為を言います。

この行為は、国民に「同和は怖い」といった誤った意識を植え付け、部落差別（同和問題）の解決を阻害する大きな要因になっています。

この行為は絶対に許されるものではなく、愛知県内においては名古屋法務局、愛知県警察本部、愛知県、名古屋市、愛知県弁護士会が協力し、「えせ同和行為対策連絡会」を設置して、その排除のために努力しています。

「えせ同和行為」には、まず部落差別（同和問題）について正しく理解し、毅然とした態度で対処することが大切です。もし、不当な要求を受けた場合は、安易な金銭的解決をもちかけたり、その場しのぎの安易な妥協をしたりせず、早い時期に関係機関等に連絡し、その対策を相談することが必要です。

なお、愛知県における相談は、次のところで行っています。

【お問い合わせ先】

愛知県県民文化局人権推進課 電話052-954-6749（ダイヤルイン）

4 人権に関する相談窓口（あいち人権センター）

あいち人権センターでは、人権に関する相談窓口を設置しています。相談内容によって、人権に関する一般的な情報の提供や助言、専門相談機関等の案内を行うなど、解決に向け、お手伝いします。また、人権に関する相談窓口をご利用の方で、必要に応じて、弁護士による法律相談をご案内しています。

○相談員による一般相談（来訪・電話・手紙・FAX・メール／予約不要）

相談専門ダイヤル：052-954-6806

月曜日～金曜日（祝日及び年末年始を除く）

受付時間：午前9時～午後5時

○弁護士による法律相談（要予約）

原則毎月第3火曜日 午後2時～午後3時（おひとり30分以内）

【お問い合わせ先】

あいち人権センター 電話052-954-6749（ダイヤルイン）

〒460-0001 名古屋市中区三の丸3-2-1（愛知県東大手庁舎3階）

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/jinken/0000075513.html>



5 公正な採用選考のために

憲法では基本的人権として「職業選択の自由」をすべての国民に保障し、誰もが自由に職業を選ぶことができるとされています。事業主は、就職の機会均等の確保を図る当事者として、部落差別（同和問題）をはじめとするあらゆる人権問題についての正しい理解と認識のもとに、応募者に広く門戸を開き、適性と能力のみを基準とした公正な採用選考を行う必要があります。

愛知労働局では常時使用する従業員の数が30人以上の事業所等に「公正採用選考人権啓発推進員」（以下「推進員」という。）を選任していただいております。推進員には、公正な採用選考システムの確立のために必要な知識、理解及び認識を深め、事業所内の就職差別問題等不適切事象の未然防止に努めていただいております。推進員制度等の詳細は、愛知労働局のWebページを御覧ください。

【愛知労働局Webページ】

https://site.mhlw.go.jp/aichi-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/shokugyou_taisaku/_79409/onegai.html

表紙写真の紹介

愛知県立千種聾学校ひがしうら校舎

2023（令和5）年に開校した愛知県立千種聾学校ひがしうら校舎は、知多地区から聾学校へ通学する幼稚部、小学部の幼児児童の長時間通学を解消するために、愛知県立東浦高等学校の敷地内に整備された聾学校です。

施設のバリアフリー化や全室冷暖房対応とすることで、幼児児童が安心・安全に活動できる教育環境を整えるとともに、吹き抜けや中庭を組み込んだセンターコア型中廊下とすることで、明るく開放的な室内空間となるよう配慮しました。

また、「愛知県木材利用促進条例」及び「木材利用の促進に関する基本計画」に則り、庇の軒天や天井、壁ルーバー部分には県産木材を使用しています。

<施設の概要>

名 称： 愛知県立千種聾学校ひがしうら校舎
場 所： 知多郡東浦町大字生路地内
面 積： 延べ面積 1,853.13㎡
規 模： 8学級（幼稚部4学級、小学部4学級）
構造規模： 鉄骨造 地上2階建